

# 全木連時報

7月25日(水曜日)  
(第592号) (毎月25日発行)  
平成19年(2007年)

発行所  
社団法人 全国木材組合連合会  
編集長 後藤隆一  
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580) 3215  
URL <http://www.zenmoku.jp>



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

【全木連時報】の購読料は年会費に含まれています。

## 環境省

### 「木くずの燃料利用に係る取扱いについて」通知

#### 木質バイオマスの利活用を促進

環境省は七月五日付けで、「木くずの燃料利用に係る取扱いについて」を都道府県、政令市に通知した。これにより、一定の要件を満たす燃料として利用される木焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われる。

#### 一定の要件を満たす燃料として利用される木焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらず

環境省の通知の概要は、次のとおり。  
一、製材工場等において工場または事業場内の生産工程でボイラーが利用される場合、廃棄物焼却施設にはあたらないものである。  
あわせて、今回の通知により廃棄物焼却施設に該当しないことが明らかとなった施設については、廃止届出等により法の適用関係を明確にすること。  
二、当該ボイラーには、生産事業において協同組合が設置及び複数の方が共同で設置するボイラーも含む。  
三、有害物質の含有の観点等生活

環境保全の担保措置は必要。今回、以上の措置が示されたわけである。これまでの、製材工場等において、生産工程において発生する端材等をボイラーの燃料として自ら利用(共同利用を含む)する場合であっても、当該ボイラーが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かについて、都道府県や政令市により判断が異なる状況があった。このために、現場段階では混乱があったが、今回の通知で統一的な見解が示されたことになる。

#### 一歩前進と評価

木材の焼却については、平成九年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正以来、対応について全木連としては重点的に取り組んできたところである。今回の措置を巡っては、自民党の「森林・林業・木材産業の廃掃法勉強会」代表 片山虎之助参議院議員、事務局 後藤田正純衆

議院議員が、以前より関係業界からのヒアリングなどを重ね、環境省に改善を求めていた経緯がある。そこで七月五日開催の同会において、環境省から今回の措置について報告があった。会議には全木連から庄司会長ほか出席し、謝意を表した。全木連としては、一歩前進と評価している。

#### 「木くずの燃料利用に係る取扱いについて」に係るQ&A

以下は、林野庁が環境省と協議のうえ作成したQ&A

(問一)「製材工場等」には、どのような工場が含まれますか。

(答) 一般製材工場のほか、集成材工場、合・単板工場、プレカ

ット工場、フローリング製造工場など木材・木製品製造を行う工場が含まれます。

(問二)「端材等」とは、具体的に

どのようなものをいいますか。

(答) 背板など木材製品製造時に発生する木材片、単板製造後のむき芯材、おがくず、プレーナー屑、樹皮などです。

(問三)「ボイラー等」の「等」は具体的にどのようなものですか。

(答) 端材等を燃料とするガス化炉、くん煙処理施設などがあります。

目次

- 一面 環境省が木くずの燃料利用に係る取扱いについて通知
- 二面 木材利用推進全国会議
- 三面 建築基準法等の改正による影響 平成十八年の素材需給量は2944.3m
- 四面 十九年版ポスターについて 景況調査



平成19年度 木材利用推進全国会議  
美しい森林づくり・木づかい運動一掃掃での取り組み事例

# 木づかい運動の幅広い展開を 利用推進協が全国会議へ

木材利用推進中央協議会は七月十一日、東京・芝公園のメルパルクTOKYOで平成十九年度木材利用推進「全国会議」・表彰式・

「懇談会」を開催し、「木づかい運動の幅広い展開」や「合法木材の利用促進」などに取り組みとした決議を全会一定で採択した。

国の施策説明で林野庁木材利用課の河野裕之課長補佐は「森林にお金をまわすには木材利用が必要」と強調し、木づかい運動の積極的な展開を呼びかけた。

国土交通省木造住宅振興室の浦口恭直課長補佐は木造住宅振興策、建築基準法および建築士法の改正の概要について解説した。

文部科学省施設助成課の笠井賢課長補佐は公立学校における木材利用推進の取り組みを説明。十八年度に整備された木造施設は十一万㎡で全体の六・六％。普通教室の床に木材が使われたのは九七％、壁への使用は九〇％、天井への使

用は四五％となった。議事では、①「カートカン飲んで育てる日本の森林」森林を育む紙製飲料容器普及協議会・久保庭章夫専務②「3・9ペーパー推進活動について」(株)市瀬・市瀬泰一郎社長③「北海道における木材需要推進の取り組みについて」北海道林業木材課・木戸口和裕主幹④「宮崎県における木材利用の推進について」宮崎県山村・木材振興課・下沖誠主幹——の四事例の発表があった。

用は四五％となった。議事では、①「カートカン飲んで育てる日本の森林」森林を育む紙製飲料容器普及協議会・久保庭章夫専務②「3・9ペーパー推進活動について」(株)市瀬・市瀬泰一郎社長③「北海道における木材需要推進の取り組みについて」北海道林業木材課・木戸口和裕主幹④「宮崎県における木材利用の推進について」宮崎県山村・木材振興課・下沖誠主幹——の四事例の発表があった。

等が当該者が個々の責任関係を明確にして生産事業において利用する場合」として扱うこととなります。(問六)「当該ボイラー等で燃焼する木くずが有害物質を含むものでなく」の「有害物質」とは、どのようなものを想定していますか。(答) 燃焼の有無によらず有害性があるもの、例えば、防汚処理剤のCCAを含まれた端材等がこれに該当します。なお、端材等に接

着剤が付着していても、大気汚染防止に定める排出基準等を満たすのであれば、燃焼利用を妨げるものではありません。(問七)「大気汚染防止法に定める排出基準を満たさない等」の「等」は具体的にどのようなことをいうのでしょうか。(答) 水質汚濁防止法等に定める排出基準を満たさないことをいいます。

用促進——の各項を重点として中央・地方一丸となって木材利用推進活動を展開するとの決議を全会一致で採択した。記念講演では独立行政法人森林総合研究所研究コーディネーター(木材資源利用研究担当)の神谷文夫氏が「国産材利用による土木・建築用部材の開発」と題し、木製ガイドレールや厚物合板の開発の経緯などを説明した。最後に優良木造施設表彰式を開催。各賞の受賞施設は次の通り。

- ▼農林水産大臣賞 朝来市あさこふれあいプール「くじら」(兵庫県)
- ▼林野庁長官賞 日向市駅(宮崎県、すこやかクリニック(高知県))
- ▼木材利用推進中央協議会会長特別賞 山古志村竹沢団地罹災者公営住宅(新潟県)
- ▼木材利用推進中央協議会会長賞 足寄町役場(北海道、むつ市川内庁舎及び海と森のふれあい体験館(青森県)、赤坂ひとつ木通り三度笠(東京都))

企業経営に安心を提供します  
全木連グループの各種保障制度

おかげさまで30年  
中型グループ

従業員のために	中型グループ	総合賠償補償制度	第3者への事故対策に	
経営者のために	大型 L型 無配当型	各総合保障プラン	木退共	従業員の退職金の準備に
			積立終身	経営者の退職金などの準備に
			ケガ・病氣入院 などの備えに	

全国木材協同組合連合会  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3  
TEL 03-3580-3215(代)

# 建築基準法等の改正による影響

## 建築確認・検査は厳格化

構造計算書の偽装問題を契機に、その防止策として、建築基準法が昨年の六月に、また、建築士法が昨年の十二月に改正され、建築基準法については今年の六月二十日から施行された。これに関連して、現場段階では確認申請の方法などに不明の点もあって、やや混乱があるとも聞かれる。具体的な事柄は今後の事例を見ていくことになると思われるが、このようなことから、資材を供給する木材業界としても日ごとに関心が高まってきた。

ふれ、木材業界には建築行為が円滑に進むように工務店等をサポートしてほしい。当然供給される資材は品質性能が保証されたものであること。確認申請の図面などは、これまでのような差し替えなどの変更は利かず、再申請になるなど要点を示した。

さらに、住宅関連では、五月に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が成立しており、住宅の売主には保険や供託により、瑕疵担保責任を履行するための資力の確保が義務付けられることとなり、公布後二年半以内

七月十一日に開催された「木材利用推進協議会全国会議」に出席した国土交通省の越海木造住宅振興室長は、挨拶の中でこのことに

以上三つの法律が今後の建築に関する基本的な制度の骨格になる。

### 問題は小規模木造住宅

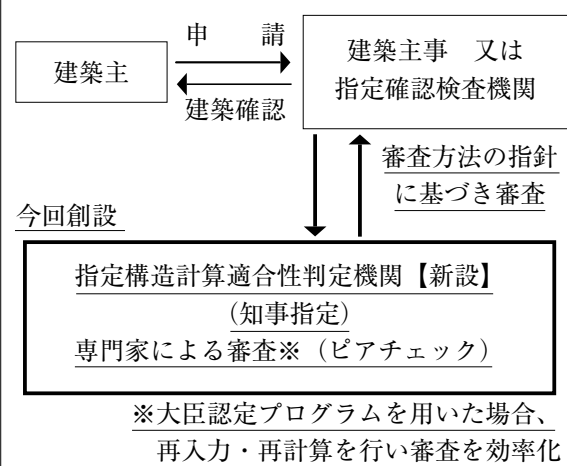
#### まだ不明な点が多い

建築基準法、建築士法の改正のうち、木材業界の関心が高いのは、「建築確認・検査の厳格化」について。

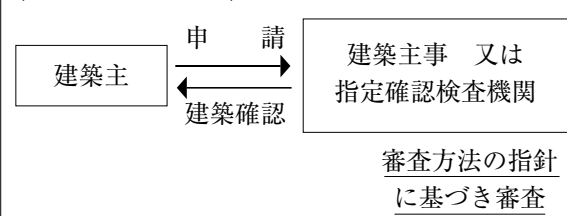
木造建築に関連し、はっきりしているところをまとめると、次のようになる。

一、木造の場合、高さ十三m超又は軒の高さ九m超の建築物につ

〈一定の高さ以上等の建築物〉



〈上記以外の建築物〉



日間から三十五日間に。ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大七十日間。

を確定した上で、確認申請を行う必要がある。四、三階建て以上の共同住宅に

### 平成18年の素材需給量は2944万m<sup>3</sup>

#### 平成18年木材統計

農林水産省が四月に公表した「平成十八年木材統計」によると、平成十八年の素材需給量は、前年比一・四％増の二千九百四十四万一千m<sup>3</sup>であった。

需要面では、需要の七割を占める製材用は前年比一・〇％減の二千三十四万二千m<sup>3</sup>であり、これに対し、合板用は一・八％の増加であった。木材チップ用も前年比一・三％増加した。

素材供給は、国産材が前年比二・七％増加して千六百六十九万九千m<sup>3</sup>であり、外材は前年比〇・三％

減少の千二百八十三万二千m<sup>3</sup>となつた。国産材では、針葉樹が前年比二・四％増加し、広葉樹も前年比四・九％増加した。外材では、北洋材が増加したものの、南洋材、米材、ニュージーランド材、その他とも減少した。

国産材針葉樹素材では、量はまだ少ないものの合板用が前年比三五・二％増加したのが目立つ。このほか、木材チップ用も増加したが、製材用は減少した。

については、中間検査が義務付けられる。

五、確認申請に係る建築設計に複数の設計者が関わっている場合には、責任を明確にするため、確認申請書の設計者欄に全員の氏名等を記載する。

以上が該当部分の概要である。

これ以下の規模の、小規模な木造住宅については、指定機関による構造計算審査はなく、従来どおりの確認申請で済む。ただし、審査は前述の「指針」に基づいて行われる。また、建築士法の改正で、小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直しが決められているため、同法が施行される平成二十年十二月以降については新たな対応が必要と見られる。

景況調査＝全木協

19年6月分集計表 ( )内は実数

〔流通部門〕 モニター数125 回答数93 回収率74%  
当月の状況

販売量	増加21% (20)	変わらず51% (47)	減少28% (26)
仕入量	増加17% (16)	変わらず43% (40)	減少40% (37)
販売価格	上昇15% (14)	変わらず76% (70)	下降9% (8)
仕入価格	上昇24% (22)	変わらず67% (62)	下降9% (8)

来月の見通し

販売量	増加28% (26)	変わらず54% (50)	減少18% (17)
仕入量	増加16% (15)	変わらず58% (54)	減少26% (24)
販売価格	上昇12% (11)	変わらず77% (71)	下降11% (10)
仕入価格	上昇22% (20)	変わらず63% (58)	下降15% (14)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	29% (23)	52% (42)	19% (15)
南洋材	32% (23)	53% (39)	15% (11)
北洋材	47% (36)	35% (27)	18% (14)
国産材	20% (17)	68% (57)	12% (10)
建材	15% (11)	64% (47)	21% (15)

乾燥材取引の頻度	増加 26% (22)	変わらず 74% (63)	減少 0% (0)
----------	----------------	------------------	--------------

〔製造部門〕 モニター数150 回答数102 回収率68%

当月の状況

販売量	増加32% (32)	変わらず38% (39)	減少30% (30)
仕入量	増加24% (24)	変わらず39% (40)	減少37% (37)
販売価格	上昇12% (12)	変わらず71% (72)	下降17% (17)
仕入価格	上昇24% (24)	変わらず59% (60)	下降17% (17)

来月の見通し

販売量	増加28% (28)	変わらず57% (57)	減少15% (15)
仕入量	増加19% (19)	変わらず55% (56)	減少26% (26)
販売価格	上昇10% (10)	変わらず77% (78)	下降13% (13)
仕入価格	上昇20% (20)	変わらず68% (68)	下降12% (12)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	20% (10)	68% (33)	12% (6)
南洋材	35% (13)	54% (20)	11% (4)
北洋材	55% (25)	27% (12)	18% (8)
国産材	27% (22)	52% (43)	21% (17)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内 79% (15)	1ヵ月 21% (4)	1ヵ月以上 0% (0)
---------------	-------------------	----------------	-----------------

今年の木材PR用ポスターが完成した。今年のテーマは、「健康」の木造住宅を訴える内容となっている。住宅購入層を対象に、現代人の関心の高い「健康」を強調した。全体で、二万三千枚を作成し、各都道府県木連を中心に、日常PR、イベントなどに活用する。

平成19年版  
木材PR  
ポスターが  
完成



# お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

造林・育林、素材生産、木材・木製品製造  
薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材卸売業  
に必要な事業資金の債務保証を行います。

皆様の経営にぜひこの制度をご活用下さい。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コービル11階)

TEL 03-3294-5581 FAX 03-3294-5595

ホームページ://www.affcf.com